

米原市 電子契約の導入について

米原市では、事業者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、**令和8年10月1日**から電子契約を導入します。

当面は、**電子入札案件（建設工事およびコンサルタント等業務）**を対象とします。

※従来どおりの紙による契約も可能です。

○電子契約とは？

従来、紙に押印して取り交わしていた契約書に代わり、電子データに電子署名を行うことで、書面による契約と同様の証拠力を認められる契約方法です。



**インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用できます。
また、事業者側の費用負担はありません。**

○電子契約のメリット

- ① 事業者の負担軽減
 - ・押印が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・市役所に来庁せずに契約を締結できます。
 - ・収入印紙の貼付（印紙税の納付）が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

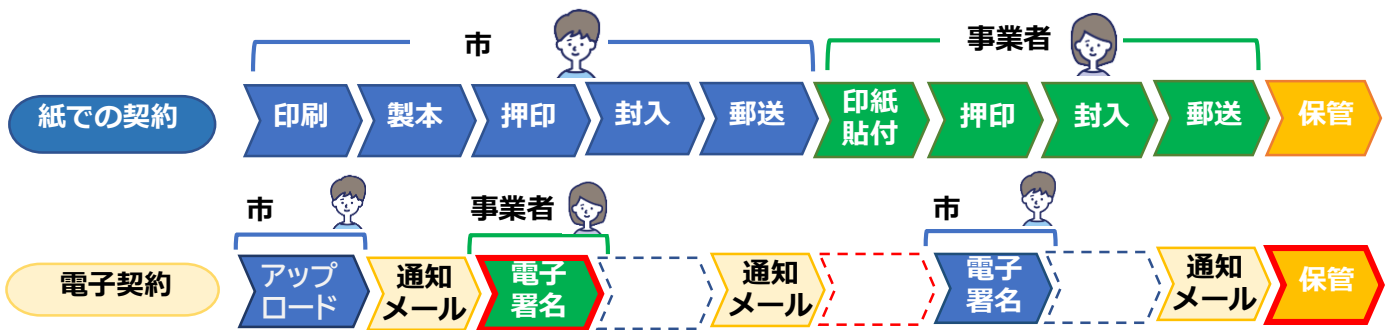
	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**と明言されています。

○電子契約利用申出書の提出（契約前）

- 電子契約による締結を希望する場合は、「**電子契約利用申出書**」を事前に市へ提出してください。※様式は市公式ウェブサイトに掲載。落札決定後、速やかにメールで提出。
- 電子契約はメールでのやり取りになるため、メールアドレスを確認する必要があります。
- 原則として契約案件ごとに提出が必要です。
- 電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを記入してください。
- フリーメールアドレスは使用できません。
- 「アクセスコード」を設定し、必ず記入してください。

○電子契約の流れ



操作手順

- 署名依頼メールが届きましたら
文書を確認する をクリック
- 文書を確認して、問題なければ
完了する をクリック
- 確認画面が出ますので
署名手続きを完了する をクリック



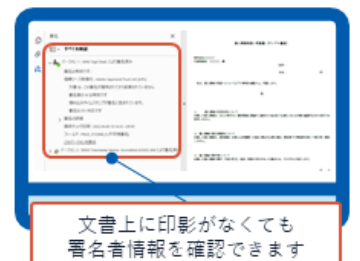
- すべての署名者の手続き完了後
届いた完了メール内の
ダウンロード をクリック



- ダウンロード をクリック
※ ダウンロード有効期間：14日間



- 署名した文書を確認
※電子署名情報および
タイムスタンプ情報が付与



GMOサインアカウント作成方法（無料）

1. GMOサインのアカウントを作成するとできること

- ① 電子契約締結証明書を事業者側でいつでもダウンロード・印刷することが可能になります。
※電子契約締結証明書…署名者の氏名や署名日時など、署名情報を印刷する事ができるファイル
- ② 契約書の電子データをアカウント内に保管できます。
 - ・ 契約満了日や契約金額など任意項目で管理・検索が可能
 - ・ いつでも原本データのダウンロード・印刷が可能
- ③ 「電子印鑑GMOサイン」のスマホアプリで外出先でも署名・文書確認が可能になります。

2. GMOサインアカウント作成・文書保管方法（無料）

※文書データの紐づけ・保管可能期間は署名完了のお知らせメール受領後**30日間**です。



①GMOサインの無料アカウントを作成します。
登録方法はこちら↓



<https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/9198122838425>



② [署名完了のお知らせ]メールを確認し、「ダウンロード」「GMOサインで保管」をクリックします。



③ログイン後、文書が保管されていることを確認します。

※保管可能期間の30日を超過した場合は、署名依頼元の自治体へご連絡をお願いいたします。